

第7期町田市介護保険事業計画

(2018年度～2020年度)



2018年3月

町 田 市

はじめに

2000年度にスタートした町田市の介護保険は、市民の皆様、関係団体等の皆様にご理解とご協力をいただきながら、高齢者を支える制度として定着してまいりました。

しかし、2025年には、高齢化率がおよそ3割となり、団塊の世代は介護リスクの高い後期高齢者となります。急速な高齢化やニーズの多様化によって、介護保険を取り巻く課題はより複雑となり、社会保障費の増加が必至の状況となっています。

町田市では、2025年に向けたこのような社会情勢の変化を見据えて、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防に関するサービスを一体的に提供する「町田市版地域包括ケアシステム」の構築を進めており、現時点において、システムの土台は、概ね完成しつつあると考えております。

しかし、介護保険制度における2025年の節目は、始まりに過ぎません。団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年には、高齢化率が推計35%を超え、「いかにして団塊の世代を看取るか」という課題に直面すると考えられます。

町田市は、このような長期的な視点をもとに、高齢者がいきいきと活躍できる地域の仕組みづくりや、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる環境づくりをさらに推進し、高齢者やその家族等の生活の質（QOL：Quality Of Life）の向上を目指してまいります。

今後、本計画の実施にあたっては、引き続き市民の皆様、関係機関・団体の皆様にご理解とご協力をいただきながら、一層の努力を重ねていく所存でございます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆様や、高齢社会総合計画審議会委員をはじめとした関係各位に対し、心から厚くお礼申し上げます。

2018年3月

町田市長 石阪丈一



第7期町田市介護保険事業計画 目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と目的.....	p. 2
2	計画の位置づけ及び期間.....	p. 3
3	計画策定の基本理念.....	p. 4
4	日常生活圏域の設定.....	p. 4
5	介護保険制度の改正.....	p. 5
6	計画策定の方法.....	p. 6

第2章 現状と課題

1	高齢化の状況.....	p. 8
2	各種調査の分析結果と第6期進捗状況	p.14
3	圏域別分析.....	p.30
4	現状と課題の整理.....	p.40

第3章 計画の基本目標と基本施策

1	まちだ いきいき街道.....	p.42
2	計画の体系.....	p.44
3	基本理念実現に向けた基本目標.....	p.46
4	基本施策の展開と取組.....	p.47
5	基本理念の実現に向けた町田市版地域包括ケアシステムの深化・推進..	p.80
6	町田市版地域包括ケアシステムの深化・推進のための地域マネジメント....	p.82
7	基本目標・基本施策の評価指標.....	p.86

第4章 総事業費の見込みと保険料

1	介護保険制度の動向.....	p.90
2	第7期介護保険料算定の流れ.....	p.95
3	介護保険サービスの利用の見込み.....	p.96
4	第7期の総事業費の見込み.....	p.106
5	第7期の介護保険料.....	p.114
6	2025年度の予測.....	p.123

資料編

1	委員名簿.....	p.128
2	審議会・関係会議の開催経過.....	p.129
3	用語解説.....	p.133

コラム

町田市の先進的な取組や、第7期の施策展開に重要な概念等をコラムで紹介します。

- ① 高齢者の安心・安全な外出支援に向けて..... p.54
- ② 町田を元気にするトレーニング（「町トレ」）の取組..... p.55
- ③ D カフェをご存知ですか？..... p.60
- ④ 町田・安心して暮らせるまちづくりプロジェクトにおける取組..... p.63
- ⑤ 住み慣れた地域で暮らしつづけるために（住まい） p.66
- ⑥ 介護医療院の新設..... p.72
- ⑦ 地域を支える介護人材..... p.76
- ⑧ 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けたＩＣＴの活用..... p.84
- ⑨ 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制について..... p.87

文章の中で「*」印がついている用語は、
「資料編 3 用語解説」に、詳しい説明を掲載しています。

第1章

計画の策定

にあたって

- 1 計画策定の背景と目的
- 2 計画の位置づけ及び期間
- 3 計画策定の基本理念
- 4 日常生活圏域の設定
- 5 介護保険制度の改正
- 6 計画策定の方法

2025年に団塊の世代*が後期高齢者*となることや、2040年には団塊ジュニア世代*が高齢者となることから、今後ますますの高齢者人口増加が見込まれています。第1章では、本計画が、中長期的な視点から、どのような背景と目的を持つ計画であるかを確認していきます。

1 計画策定の背景と目的

(1) 2025年・2040年の我が国の姿

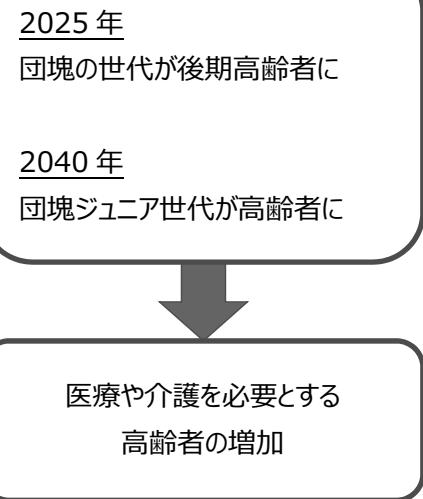
2017年1月1日現在、我が国の人囗は約1億2,682万人となり、人口減少局面を迎えていきます。

一方で総人口に占める65歳以上の高齢者の割合（以下「高齢化率^{*}」という）は27.4%、75歳以上の後期高齢者の割合

（以下「後期高齢化率」という）は13.4%となっており、増加の一途をたどっています。

今後、団塊の世代が後期高齢者となる2025年には、後期高齢化率が18%を超え、医療や介護を必要とする高齢者の大幅な増加が予想されています。

また、団塊ジュニア世代が高齢者となる2040年には、高齢者人口がさらに増加し、高齢化率は35%を超えると予想されています。

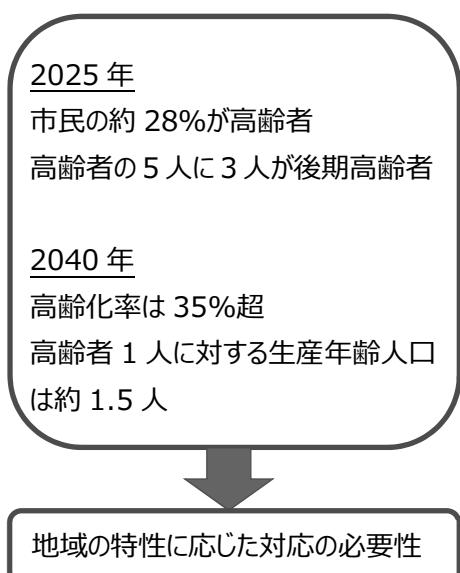


(2) 町田市の2025年・2040年の姿

町田市においても、現在の高齢化率は25.9%、後期高齢化率は12.6%で、国全体との比較においては若干低いながらも、増加傾向が続いている。

2025年には、町田市民の約28%が高齢者となり、そのうち約5人に3人が後期高齢者となることが予想されています。

また、2040年には、高齢化率が35%を超え、高齢者1人に対する生産年齢人口^{*}は約1.5人となる見通しです。



このような背景から、地域全体で支え合い、地域資源^{*}を活かし、地域の特性に応じてきめ細やかに対応できる「地域包括ケアシステム^{*}」を深化・推進していくことが重要となります。

(3) 介護保険財政の健全な運営

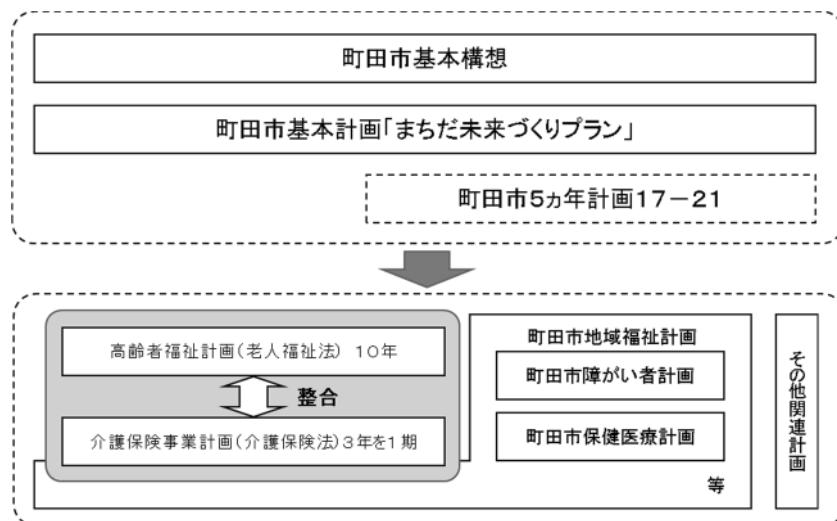
急速な高齢化や介護ニーズの多様化により、介護保険サービスの提供に関する総事業費の増加が予想されます。介護保険事業の効率的な運営のためには、町田市の実態に即した効果的な介護保険サービスの提供が必要であると言えます。

2 計画の位置づけ及び期間

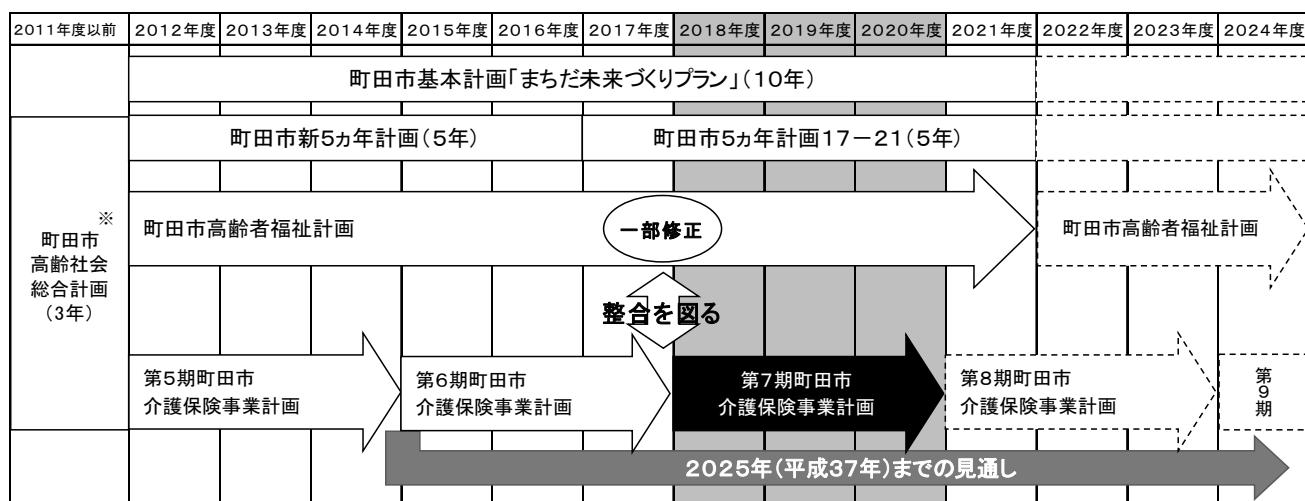
本計画は、介護保険法^{*}第117条に基づく市町村介護保険事業計画であり、老人福祉法^{*}第20条の8に基づく市町村老人福祉計画である「町田市高齢者福祉計画^{*}」と整合を図り策定しています。

また、本計画は「まちだ未来づくりプラン」、「町田市5ヵ年計画 17-21^{*}」に即し、「町田市地域福祉計画」をはじめとした他の関連計画との連携・調和を図り策定しています。特に、「町田市 5ヵ年計画 17-21」では、「地域包括ケアの推進」を重点事業に掲げ、本計画及び町田市高齢者福祉計画の策定・進捗評価に係る事業や、介護施設整備事業、介護人材開発事業等に取り組んでいます。

今後、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる2025年を見据え、本計画を「地域包括ケア計画」として位置付け、PDCAサイクルに基づく地域包括ケアシステムの深化・推進を図っていきます。



介護保険事業計画は、3年ごとに策定することが介護保険法で定められています。本計画期間は、2018年度から2020年度までの3ヵ年です。



※2011年度以前は、「町田市高齢者福祉計画」と「町田市介護保険事業計画」を合わせて、「町田市高齢社会総合計画」として、3年ごとに改定。

3 計画策定の基本理念

本計画では、町田市高齢者福祉計画と共に理念に沿って、

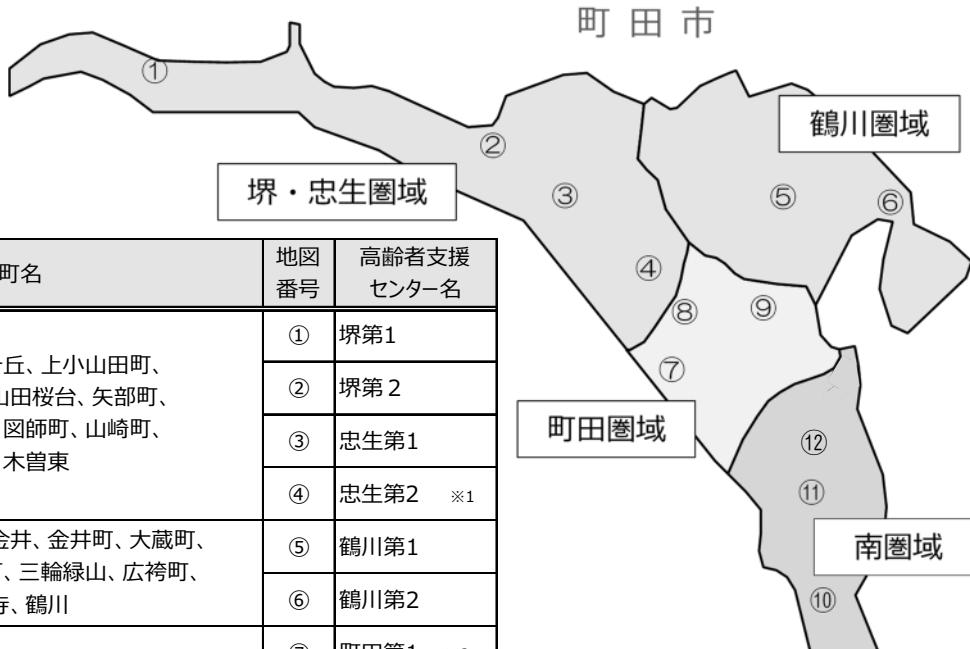
**高齢者の尊厳が守られ、人生の豊かさが実感できるまち
～地域で支えあい健やかで自分らしさを感じられるまちの実現～**

を基本理念とし、計画を策定します。

4 日常生活圏域の設定

町田市では、本計画の取組の推進、進捗評価のための日常生活圏域を、下図のとおり4圏域（堺・忠生、鶴川、町田、南）と設定しています。

<日常生活圏域>



圏域名	町名	地図番号	高齢者支援センター名
堺・忠生	相原町、小山町、小山ヶ丘、上小山田町、下小山田町、忠生、小山田桜台、矢部町、常盤町、根岸町、根岸、団師町、山崎町、山崎、木曽町、木曽西、木曽東	①	堺第1
		②	堺第2
		③	忠生第1
		④	忠生第2 ※1
鶴川	小野路町、野津田町、金井、金井町、大蔵町、薬師台、能ヶ谷、三輪町、三輪緑山、広袴町、広袴、真光寺町、真光寺、鶴川	⑤	鶴川第1
		⑥	鶴川第2
町田	原町田、中町、森野、旭町、本町田、玉川学園、南大谷、東玉川学園	⑦	町田第1 ※2
		⑧	町田第2 ※3
		⑨	町田第3
南	鶴間、小川、つくし野、南つくし野、南町田、金森、金森東、南成瀬、成瀬が丘、成瀬、西成瀬、高ヶ坂、成瀬台	⑩	南第1
		⑪	南第2 ※4
		⑫	南第3

※1 忠生第2の所管地域には、本町田の一部(公社住宅町田木曽)を含む。

※2 町田第1の所管地域には、木曽東の一部(都営木曽森野アパート)を含む。

※3 町田第2の所管地域には、金井町の一部(藤の台団地)を含む。

※4 南第2の所管地域には、原町田の一部(都営金森1丁目アパート)を含む。

5 介護保険制度の改正

第7期に向けた介護保険制度の改正は、地域包括ケアシステムの深化・推進と、制度の持続可能性確保の視点から、下記のとおり行われました。（詳細はP.92参照）

（1）地域包括ケアシステムの深化・推進

- ✓ 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進
 - 介護予防^{*}・重度化防止等に係る取組と目標を設定
- ✓ 医療・介護の連携の推進等
 - 日常的な医学管理、看取り・ターミナル機能と生活施設機能を兼ね備えた「介護医療院^{*}」を創設
 - 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供、その他の支援の規定を整備
- ✓ 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等
 - 高齢者と障がい児者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉制度に新たに共生型サービスを位置づけ
 - 福祉分野の共通事項を記載した上位計画として地域福祉計画の策定を努力義務化

（2）介護保険制度の持続可能性の確保

- ✓ 現役世代並みの所得のある者の利用者負担割合の見直し
 - 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割に
- ✓ 介護納付金における総報酬割の導入
 - 各医療保険者が納付する介護納付金について、被保険者間では報酬額に比例した負担に

6 計画策定の方法

(1) 町田市高齢社会総合計画審議会

本計画の策定にあたっては、公募の市民、保健・医療・福祉関係者、学識経験者により構成された「町田市高齢社会総合計画審議会」において全8回の審議を行い、答申を受けました。

(2) 市民ニーズ調査・事業所調査

高齢者やその家族の意識・実態等及び町田市内事業所の意識・将来的な参入意向等を把握するため、2016年12月から2017年3月にかけて市民・事業所等に対してアンケート調査を実施し、高齢者や介護を取り巻く状況について、様々な角度から実態把握を図りました。

(3) パブリックコメント*

本計画案について、市民から幅広い意見を聴取するために、2017年10月2日から10月31日まで、パブリックコメントを実施しました。

(4) 市民説明会

本計画案について、2017年10月7日に市民説明会を行いました。